

「高知市安全で安心なまちづくり 条例（仮称）案」について

提 言

平成 18 年 11 月

高知市安全で安心なまちづくり条例（仮称）案検討委員会

目 次

はじめに	1 P
1 条例の考え方	2 P
(1) 条例のあり方	
(2) 条例の基本となる事項	
2 高知市安全で安心なまちづくり条例（仮称）案	3 P
3 安全で安心なまちづくりに向けて（検討委員会での意見）	9 P
4 参考資料	
・高知市安全で安心なまちづくり条例（仮称）案検討委員会	
(1) 開催経過	11 P
(2) 設置要綱	12 P
(3) 委員名簿	13 P

はじめに

近年，全国的に犯罪の巧妙化，凶悪化が進み，発生件数も高い水準で推移しています。高知市においても，自転車・オートバイ盗，ひったくり，住居への侵入盗などの身近な犯罪が多発し，市民の安全に対する不安感を増大させており，「防犯」を主眼においた「安全・安心」の確保が重要となっています。

こうした中で，本年8月，市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを実現するために，防犯・交通安全・福祉・教育・企業・警察関係者など13名で組織する高知市安全で安心なまちづくり条例（仮称）案検討委員会が設置されました。

この検討委員会において，様々な観点から積極的な議論を重ねた結果，安全で安心なまちづくりの構築には，市・市民・市民団体・事業者が，自らの地域は自らで守るという基本認識のもとに，それぞれが連携しながら，地域の安全を確保するための活動を主体的に行なっていくことが重要であることを確認しました。

このことを基本として，本提言書において，安全で安心なまちづくりの指針となるべき条例案をとりまとめたところでありますが，今後，市民の安心・安全の確保という目標に向け，高知市として取り組むべき課題について，より一層議論を深めていただくことを期待しています。

今後，市民一人ひとりが，安全で安心なまちづくりへたゆまぬ努力を行い，将来にわたり高知市が暮らしやすいまちとなるよう，この提言書の趣旨を踏まえ，必要な取り組みを進めていかれることを強く念願します。

平成18年11月9日

高知市安全で安心なまちづくり条例（仮称）案
検討委員会 委員長 久武 邦雄

1 条例の考え方

(1) 条例のあり方

条例に求められることは、高知市の現状を踏まえ、課題を解決するためにどのような取り組みが必要であることを認識した上で、それらの取り組みをより効果的かつ継続的に推進していくことができる体制を構築することである。

犯罪等を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、市、市民、市民団体、事業者、警察、その他関係団体等が緊密な連携を図りながら、協働して取り組むことが求められている。

そのために、条例においては、安全で安心なまちづくりについての基本理念や市、市民、市民団体、事業者の果たすべき役割など、取り組みを総合的に推進するための基本的事項を定める必要がある。

特に、市においては、市民・市民団体・事業者等の行う様々な地域安全まちづくり活動が積極的に推進されるよう十分な支援を行うとともに、様々な施策を計画的かつ総合的に推進していくことが求められる。

また、条例の実効性を確保し、市民・市民団体・事業者及び関係機関等の意見を反映した安全で安心なまちづくりを総合的に推進するために、市の施策等について提言を行なうことができる組織を設置する必要がある。

(2) 条例の基本となる事項

「目的、基本理念」

安全で安心なまちづくりを推進するには、市・市民・市民団体・事業者が、適切な役割分担のもとに連携、協働して取り組む必要があることを規定する。

「市・市民・市民団体・事業者の責務」

安全で安心なまちづくりを推進するため、市・市民・市民団体・事業者それぞれの果たすべき役割を定める。

「安全で安心なまちづくり会議の設置」

市民、市民団体、事業者、関係機関等で組織する「安全で安心なまちづくり会議」を設置する。

「地域安全まちづくり活動への市の支援」

市民、市民団体、事業者が行う地域安全まちづくり活動に対し、市は支援を行うことを定める。

2 高知市安全で安心なまちづくり条例（仮称）案

（目的）

第1条 この条例は、犯罪、事故その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、基本理念を定め、市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市及び市民等が一体となって安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

説明

本条例の制定趣旨を明確にした目的規定である。

市、市民、市民団体及び事業者が一体となって、安全で安心なまちづくりを推進することが安全な地域社会の実現の最も基本的な要素であることを定めている。

現在、この条例における「犯罪、事故その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等（以下「犯罪等」という。）」とは、市民が日常生活を営む中で遭遇する可能性の高い犯罪や事故（交通事故、作業中の事故、海山の事故等）が想定されるが、今後、社会状況等の変化に合わせ柔軟に対応していく。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者並びに市内に存する土地又は建物の所有者及び管理者をいう。
- (2) 市民団体 主たる構成員が市民である非営利の団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

説明

この条例における、市民、市民団体、事業者それぞれの定義を定める規定である。

市民は、市内居住者のほか、市外居住者であっても市内への勤務者、学生、旅行者等及び市内に土地建物を有する者も含む。

市民団体とは、町内会・自治会、PTA、青少年育成協議会等の様々な地域住民組織やボランティア団体、NPO（非営利団体）等の非営利の民間団体、組織。

事業者とは、市内で商業、工業その他の事業を営む者の他公益法人等も含む。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、良好なパートナーシップに基づき市及び市民等がそれぞれの役割を分担し、緊密な連携を図りながら、協働することにより行うものとする。

2 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等の自らの地域は自らで守るという基本認識のもとに行う地域の安全を確保するための自発的かつ主体的な活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)を積極的に推進することにより、住民相互の連帯感にあふれた豊かな地域社会の形成を図りながら行うものとする。

3 安全で安心なまちづくりは、子ども、高齢者、障害者、女性など犯罪等の被害者となりやすい者(以下「犯罪弱者」という。)が、地域において安心して安全に暮らせるよう配慮して行うものとする。

説明

安全で安心なまちづくりの基本理念を示す規定である。

安全で安心なまちづくりは、豊かでゆとりのある生活実現の基本であり、市、市民、市民団体及び事業者は自らの問題としてとらえ、役割分担のもとに協働して推進すべきことを定める。

パートナーシップ=市民、市民団体、事業者及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。

安全で安心なまちづくりは、強制されるものではなく市民等の自発性に基づく活動であり、住民相互の連帯感の醸成など豊かな地域コミュニティの形成とともに構築されるべきものである。

安全で安心なまちづくりは、子ども、高齢者、障害者、女性等、犯罪者にねらわれやすい人への犯罪防止と安全確保に十分な配慮をすべきことを定める規定である。

市、市民、市民団体及び事業者は、地域安全まちづくり活動を行うにあたっては、常に子ども、高齢者、障害者、女性など犯罪弱者への配慮を念頭に置き、取り組みを進めていかなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供及び知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備その他の安全で安心なまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見を十分に反映させ、常に国、県、警察その他関係機関及び関係団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、特に犯罪弱者に配慮しなければならない。

説明

市の責務の宣言的規定である。

第1項は施策の策定・実施にあたり、代表的施策として啓発活動、情報提供、及び環境整備等を挙げ、総合的な安全で安心なまちづくり対策を実施していくものであり、具体的には、

- ・ 啓発活動：市広報による周知、研修会の開催等
- ・ 情報提供：犯罪・事故等発生情報、地域安全活動情報等の提供等
- ・ 環境整備：道路、公園、公衆便所等の公共施設や共同住宅の犯罪防止に配慮した環境設計

等が考えられる。

第2項は、施策の実施に当たって、安全で安心なまちづくりに関連する関係機関・団体等との連携を図ることを促すものである。

関係機関：警察の他、道路・公園等の施設整備、青少年の健全育成、交通安全、高齢者の安全対策に関わる行政機関等

関係団体：地域安全協会、交通安全協会、消防団等

第3項は、子ども、高齢者、障害者、女性等、いわゆる犯罪等の被害者となりやすい者に配慮した施策の実施に関する規定である。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、犯罪等を防止するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

説明

市民の責務の宣言的規定である。

責務としては、

- ・安全で安心なまちづくりに関する意識を高める努力をすること
- ・自らの安全確保を図るように努めること
- ・市の実施する施策に協力すること

などであり、具体的には

- ・啓発活動に参加する
- ・自らの住居、職場の安全を守る自営の措置をとる
- ・安全（防犯、防災等）パトロール、訓練に参加する

などが考えられ、あくまでも市民が自主的、自発的に行うものである。

（市民団体の責務）

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくり活動に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市民団体は、基本理念にのっとり、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

説明

市民団体の宣言的規定である。

責務としては、

- ・市民団体が互いに協力して、地域安全まちづくり活動の推進に努めること
- ・市の実施する施策に協力すること

などであって、市民団体が自主的・自発的に行なうものである。

近年、市民団体の活動は、社会の中で重要な役割を担っており、地域の様々な住民組織は地域安全まちづくり活動の中核的な役割を果たしている。また、防犯等の地域安全を目的としたボランティア団体やNPO（非営利団体）等も地域安全まちづくり活動の推進の重要な要素となっている。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、安全に配慮し、犯罪等を防止するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得できる機会を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

説明

事業者の宣言的規定である。

責務としては、

- ・ 事業展開に伴う建物，設備等の適正管理など日常の安全管理に努めること
- ・ 地域安全まちづくり活動への積極的な貢献に努めること。
- ・ 市の実施する施策に協力すること

などであって，事業者が自主的・自発的に行なうものである。

(安全で安心なまちづくり会議の設置)

第8条 本市における安全で安心なまちづくりを推進するため，高知市安全で安心なまちづくり会議（以下「会議」という。）を置く。

説明

安全で安心なまちづくり会議の目的・設置根拠規定である。

(所掌事項)

第9条 会議は，安全で安心なまちづくりを推進するための施策その他の安全で安心なまちづくりに関する事項について調査審議し，市長に意見を述べることができる。

説明

安全で安心なまちづくり会議の任務を定めたものであり，会議の任務としては，広報啓発活動の推進方策や地域安全まちづくり活動への支援その他の安全で安心なまちづくりの推進に必要な事項について市長に意見を述べるものとする。

(組織等)

第10条 会議は，安全で安心なまちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，再任されることができる。

4 前3項に規定するもののほか，会議の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

説明

安全で安心なまちづくり会議の組織についての規定である。

委員は、安全で安心なまちづくりに関する学識経験者、市民団体、関係行政機関の実務責任者等の中から適任者を市長が選り委嘱する。

安全で安心なまちづくり会議の組織、運営に関し、必要なことは規則の中で定める。

(支援)

第 11 条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するために行う地域安全まちづくり活動を支援するものとする。

説明

地域安全まちづくり活動に対して、市が助成等の支援ができることを定めたものである。

支援団体としては、地域安全協会や地域の各種団体で構成する校区安全パトロール隊などの防犯組織等が考えられる。

支援内容については、対象団体の活動状況や安全で安心なまちづくり会議の意見を参考にして市長が決定することとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

説明

本条例の実施細目事項を施行規則によって定めることを定める。また、本条例施行期日を定める。

3 安全で安心なまちづくりに向けて（検討委員会での意見）

今回、我々検討委員会委員13名は、「高知市安全で安心なまちづくり条例（仮称）案」作成のため、論議を重ねて来ました。

その中で、各委員から、安全で安心なまちづくりに関し、様々な意見や問題提起、活動の報告などがありました。

これらの意見等については、今後の安全で安心なまちづくりに向けて、市の施策など様々な取り組みに活かしていただけるのではないかと考え、条例案に併せてここに報告いたします。

子ども、高齢者など犯罪弱者への対応について

- ・子どもたちが安心してのびのびと暮らせる環境づくりが必要。子どもたちがいきいきとしていると、まわりの大人もいきいきとする。
- ・「子どもを守る」ということに十分な配慮をしていく必要があるのではないかと。最近、他県で流水プールの児童死亡事故もあった。こういった条例ができれば、ますます子どもたちの身が守れるし、保護者としても安心である。
- ・高齢者問題の中では、交通安全の問題が急務である。
- ・自分が住んでいる地域には子供がいなく高齢者ばかりである。高齢者への安全安心対策をもっと考慮していく必要があるのでは。
- ・乳幼児の虐待、青少年の非行の問題が危惧される。また、高齢者を対象としたリフォーム・振込め詐欺等が増加している実態があり、高齢者が狙われている。
- ・老人の孤独死をどう防いでいくか。独居老人も増加傾向であり、隣近所がパトロール要員になり意識的に声かけをしていくようなことが必要では。
- ・地域の中で高齢者や障害者を見守っていく必要があるが、民生委員でも個人情報保護の関係で詳しい情報までは持っていない現状がある。
- ・保護司をしているが、地域によってはシンナーなど青少年の非行の問題も多い。

安全で安心なまちづくりに向けての地域の取り組みなど

- ・地区で自家用車への青色回転灯設置の申請を行い、パトロールを実施している。青色回転灯の購入費やガソリン代の経費について補助金等を考慮すべきではないか。地域安全協会のアドバイザーについても十分な活動ができるように助成金の増額を要望する。
- ・今の保護者は学校へ頼る場面が多い。やはり自分でできることは自分ですること、それといろんなことを知ってもらうことが大事だと感じた。
- ・私の地区では学校からパトロール隊の提案があり、教職員も一生懸命に取り組んでく

れている。現在も毎日、パトロールカーに青色回転灯をつけて巡回してくれている。下校時には大学生が協力して、子どもを安全に家まで連れて帰ってくれている。

- ・子どもの見守りについて、商店街の近くでは店を開けている関係でもう少し目が届くが、川の縁にある遊園地で、夏場に木が茂ってくると、そこに不審者が出て来る。子どもが遊んでいて帰り道で家までずっと後をつけられるといった事件があった。こういった事件を非常に心配している。

事件等の情報については、何かあれば全てファックスで学校側から送ってもらうようにして、できるだけ早く情報を入れようということにしてある。こういったことも参考にしていただければと思う。

その他の意見

- ・現在高知市は、高知署、高知南署、南国署の三署が所管しているが、市の北部は人口が増加している。新たに警察の拠点施設の配置なども考慮していただきたい。
- ・介良、大津地区は南国署の所管となっており、高知市の他の地域との連携が少ない面もあったが、今後はより連携を取っていく必要があると感じている。
- ・条例の「安全で安心なまちづくり会議」が設置されれば、今よりもっと横のつながりができるので、情報交換など、より連携を密にしていくことができるのではないか。
- ・私の地域で駐在所を交番へ格上げする要望の署名を回覧で回したところ、わずか3日間で50名くらいの署名が早くも返って来ている。住民が、いかに安全について関心が高いかということを実感した。

4 参考資料

(1)開催経過

・第一回検討委員会の開催【平成 18 年 8 月 22 日(火)】

- 協議内容
- (1)条例制定の背景
 - (2)条例案の検討の進め方
 - (3)条例案(素案)の検討

・第二回検討委員会の開催【平成 18 年 9 月 28 日(木)】

- 協議内容
- (1)第一回検討委員会の振り返り・課題整理
 - (2)他市の条例の状況
 - (3)条例案(素案)の検討

・第三回検討委員会の開催【平成 18 年 10 月 20 日(金)】

- 協議内容
- (1)第二回検討委員会の振り返り・課題整理
 - (2)条例案(最終案)の検討
 - (3)市長への提言について

高知市安全で安心なまちづくり条例(仮称)案検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民が安心して安全に暮らせることができる社会の実現に向けて、高知市安全で安心なまちづくり条例(仮称)案(以下「条例案」という。)を策定するため、高知市安全で安心なまちづくり条例(仮称)案検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる次項について、協議し、検討する。

条例案の策定に関する事項

前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 委員会は、前項の規定により検討した結果を市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会に、必要に応じて、若干人のアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成18年8月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集に関する特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

高知市安全で安心なまちづくり条例(仮称)案検討委員会 委員名簿

役職	氏名	所属
委員長	久武 邦雄	高知市民生委員児童委員協議会連合会
副委員長	三井 一士	朝倉地区地域安全推進協議会
委員	生永 慎一	高知市小中学校PTA連合会
委員	門田 孝	高知南警察署
委員	上村 雅宣	南国地区地域安全推進協議会
委員	高橋 圭史	南国警察署
委員	高橋 尚良	江ノ口地区地域安全推進協議会
委員	野崎 英明	高知市町内会連合会
委員	端村 美佐子	高知市交通安全母の会連絡協議会
委員	堀川 研二	高知警察署
委員	宮田 龍	朝倉第二小学校
委員	山本 元子	高知市青少年育成協議会
委員	吉本 哲夫	高知商工会議所